

## 特定利用港湾に関する県のこれまでの取組

### 1 これまでの経緯

#### ＜令和7年7月9日（水）＞

国から県と関係7市町に対し、仙台塩釜港を「特定利用港湾」として指定したい旨の説明があった。

#### 【出席者】

- ・国（内閣官房、防衛省、国交省）
- ・県、市町（仙台市、石巻市、塩竈市、多賀城市、東松島市、松島町、七ヶ浜町）

#### ＜令和7年7月18日（金）＞

宮城県建設企業委員会において、7月9日に開催された国の説明会の概要や質疑応答の内容について報告した。

#### ＜令和7年8月21日（木）～9月30日（火）＞

県から港湾利用者や関係機関等を訪問し、国の資料に基づき、取組内容の説明や意見交換を行ったところ、相手方から明確な反対や重大な懸念等の意見はなかった。

なお、特定利用港湾の制度そのものに対する質問のほか、指定に対するメリット（優先的な予算措置の有無や施設整備の促進等）や訓練内容（実施回数や参加の有無等）に関する質問が多くあった。

#### 【主な意見等】

- ・訓練時期は利用者に配慮して調整してほしい
- ・訓練内容は事前に情報提供してほしい
- ・港湾労働者の安全確保に留意してほしい
- ・事業活動が制限を受けなければ指定は問題ない
- ・（特定利用港湾に指定された場合は）港湾施設の整備を更に推進してほしい など

#### ＜令和7年8月29日（金）＞

国の関係閣僚会議において、仙台空港や青森港が「特定利用空港・港湾」に追加指定され、指定数は全国で14空港26港湾となった。

### 2 今後の対応について

県としては、引き続き、地域に不安や懸念が生じることがないよう、国に対して丁寧な説明と情報提供を求めるとともに、関係市町等と意見交換を行いながら、今後の対応について検討していく。

#### 【参考：指定に向けた手続き（他県の事例）】

- 国 → 県（指定に係る確認事項の「確認依頼」）
- 県 → 国（確認事項を確認した旨の「回答文書」）
- 国 → 県（「特定利用港湾」として指定）